

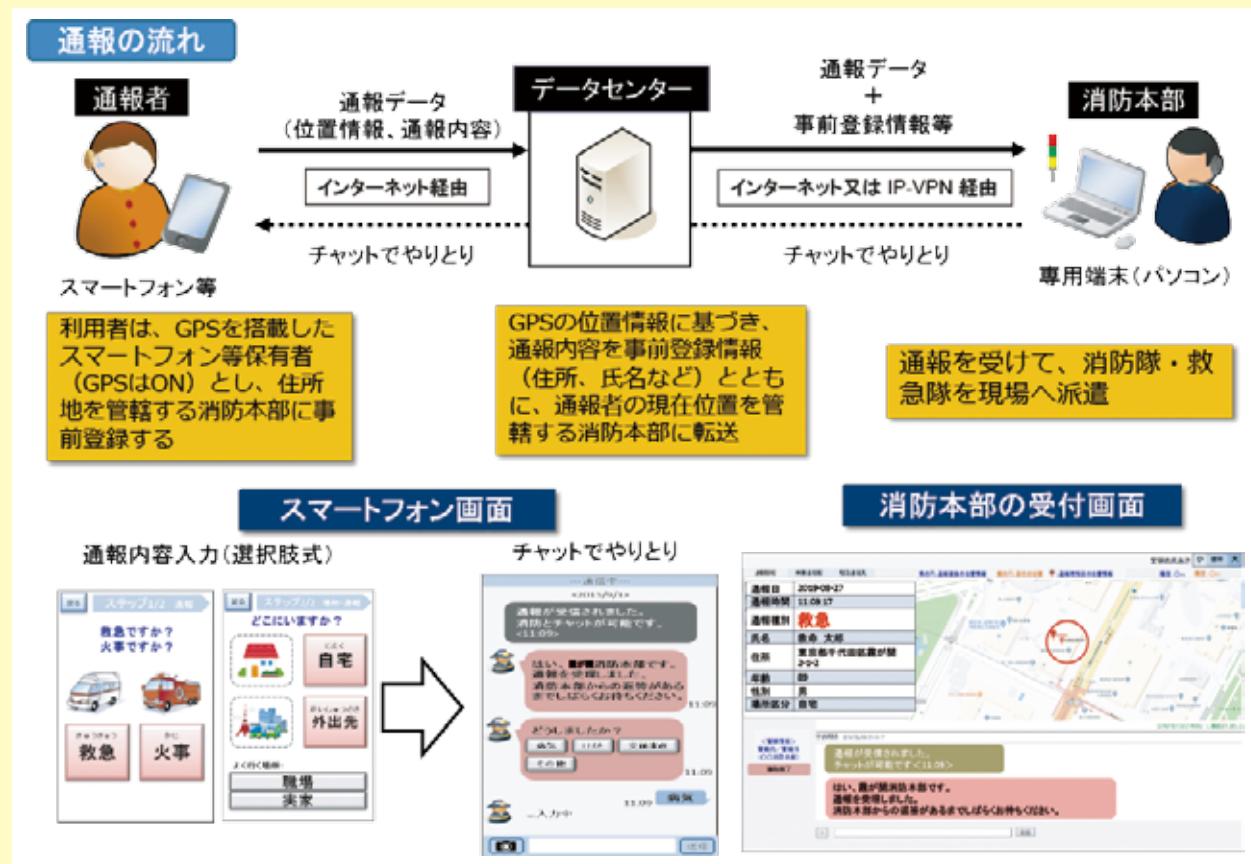
第5章第1節 7. 防災、防犯対策の推進

／総務省

TOPICS**音声によらない119番通報**

Net119緊急通報システムは、聴覚・言語機能に障害のある人など音声通話での119番通報が困難な人が、スマートフォンなどを活用して音声によらずに消防への通報を行えるシステムである。

〈Net119緊急通報システムの概要〉



Net119緊急通報システムでは、スマートフォンなどから通報用ウェブサイトにアクセスして消防本部に通報を行う。

消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、消防本部に通報が繋がり、詳細な情報はその後にチャットで確認する仕組みとなっている。

位置情報については、スマートフォンなどのGPS機能で測位した現在位置を用いることができる。

また、事前に自宅住所などを登録しておくことで、GPS信号が届かない屋内などでも「自宅」などのボタンを選択することにより正確な位置を伝えることが可能である。

消防庁では、全国どこからでも、Net119緊急通報システムによる通報を行った際にその場所を管轄する消防本部に繋がるよう、各消防本部における同システムの導入を促進しており、2018年度からは、システムの導入・運用に関する経費について地方財政措置を講じている。

2021年6月1日時点のNet119緊急通報システム導入消防本部数は全国724本部中563本部(77.8%)であり、最新の導入状況等については、消防庁のホームページに掲載している。

(https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/kyukyumusen_kinkyutuhou/net119.html)

キ 震災における障害のある人たちへの主な支援

東日本大震災及び熊本地震に伴い、被災地、被災者に対して講じられた施策のうち、障害のある人への支援の一環として実施してきたものとして、主に次のような施策がある（2022年3月現在）

① 利用者負担減免等

厚生労働省は、障害のある人や障害福祉サービスの提供を行う事業者に対し、以下のような利用者負担の減免や障害福祉サービスに係る措置を弾力的に行うよう通知等を行った。

(ア) 利用者への対応について

- ・被災した障害のある人等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担を市町村が免除した場合、この利用者負担額について、国がその全額を財政支援することとした。

(イ) 障害福祉サービスの提供について

- ・被災者等を受け入れたときなどに、一時的に、定員を超える場合を含め「人員配置基準」や「施設設備基準」を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととした。
- ・また、やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでの障害福祉サービスとして報酬の対象とすることとした。
- ・避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象とすることとした。
- ・さらに、利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいて障害福祉サービスを提供した場合も報酬の対象とすることとした。

(ウ) 介護職員等の派遣、避難者の受入等

- ・各事業所等において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を行った。
- ・また、被災等により利用者の避難が必要である場合には、国や県等において調整を行い、受入先を確保した。

(エ) 被災地における障害福祉サービス等の再開支援について

- ・震災により被害を受けた障害者支援施設等の復旧事業や事業再開に要する経費に関する国庫補助事業を実施し、復旧支援を行った。
- ・甚大な被害を受けた被災地の障害福祉サービス事業所等が復興期においても安定したサービス提供を行うことができるよう、被災県ごとに支援拠点を設置し、
 - (a) 障害者就労支援事業所の活動支援（業務発注の確保、流通経路の再建等）
 - (b) 福祉・介護職員等の人材確保のための支援を行うための予算措置を行った。

② 心のケア

東日本大震災における心のケアについては、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）に基づき、精神科医、看護師、精神保健福祉士等4、5人程度で構成される「心のケアチーム」が、市町村の保健師と連携を取りながら避難所の巡回等を行った。

被災者の生活の場が災害公営住宅や自宅に移った後も、心のケアが必要な人に必要なケアが継続して行き届くよう、岩手、宮城、福島の各県に「心のケアセンター」を活動拠点として設置し、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士等の多職種のチームが、保健所及び市町村と連携しながら、相談支援や訪問支援等を通じて「専門的な心のケア」を提供している。

さらに、2018年度から、「心のケアセンター」の連携の強化、福島県外避難者の支援体制の構築、支援者への支援の充実、専門研修・調査研究の推進等の取組の充実・強化を図っている。

また、熊本地震の心のケアについては、精神医療チームの派遣として、厚生労働省が、発災直後からDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）を活用してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の情報集約、派遣調整を行い、熊本県からの派遣要請に基づき、震災発生当日にDPATを派遣した。現地では、精神科医療機関への支援として、被災した精神科医療機関から県内及び県外の医療機関に患者搬送を行った。また、避難所内の巡回活動が行われ、被災者の精神面に関する相談や健康調査、不眠に係るリーフレットの配布等の活動が実施された。さらに、2016年10月に、被災者の精神的健康の保持及び増進を図るため「熊本こころのケアセンター」を設置し、精神疾患に関する相談支援、仮設住宅入居者等への訪問支援等を通じて、きめ細かな「専門的な心のケア」を実施している。

③ 発達障害のある人への支援に関する情報提供

全国の発達障害者支援センターの中核として、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている発達障害情報・支援センターでは、東日本大震災以後、大規模災害が発災するたびごとに、発達障害のある人に対する円滑な支援を図るため、被災地で対応する人々に向けて、支援の際の留意点等の情報提供を行っている。また、災害時に必要な対応をまとめた冊子を作成し、ホームページに掲載するとともにその周知を行った（<http://www.rehab.go.jp/ddis/disaster/>）。

④ 就学機会確保・就学支援等

文部科学省では、障害のある幼児児童生徒も含め、東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒の就学の機会を確保するため、就学援助等を実施するとともに、各都道府県教育委員会等に対し、被災した幼児児童生徒の学校への受入れを要請している。また、熊本地震で被災した幼児児童生徒に対しても同様の対応を行った。

⑤ 教師のためのハンドブック

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、東日本大震災に際し、2011年度に「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心～」を作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載をした（<http://www.nise.go.jp/cms/6,3758,53.html>）。なお、熊本地震においても、同研究所ホームページトップに「熊本関連情報」として、ハンドブックのURLを再掲し、改めて周知を図った。

⑥ 幼児児童生徒の状況把握等

文部科学省及び厚生労働省では、東日本大震災に際し、被災した障害のある幼児児童生徒の状況把握及び支援、教育委員会・学校等が支援を必要とする幼児児童生徒を把握した場合に保護者の意向を確認した上で市町村障害児福祉主管課に連絡するなどの教育と福祉との連携、障害児支援に関する相談窓口等の周知について、各都道府県教育委員会、障害児福祉主管課に対し要請している。

(2) 防犯対策

ア 警察へのアクセス

障害のある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障害のある人の気持ちに配慮した各種施策の推進に努めている。

障害のある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くため、警察では、スマートフォン等を使用して、文字等で緊急通報が行える「110番アプリシステム」を全都道府県警察で運用しているほか、巡回連絡等による情報提供、交番等へのスロープ設置等を行っている。

イ 犯罪・事故被害の防止

障害のある人が犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くための対策としては、巡回連絡等を通じて、障害のある人の相談や警察に対する要望に応じるとともに、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報の提供に努めていることなどがあげられる。

また、警察では、関係省庁及び関係団体と連携して、住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる防犯性能の高い建物部品の開発・普及を図っているほか、公益社団法人日本防犯設備協会と連携し、同協会が策定した「ホームセキュリティガイド」の中で障害のある人に対応した安全で信頼性の高い機器を紹介している。

ウ 障害者支援施設等における防犯対策の推進

2016年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害のある人が安心して生活できるように、厚生労働省では、2016年9月に「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を発出し、防犯に係る日常の対応や緊急時の対応に関する具体的な点検項目を示し、各施設において必要な取組がなされるように周知した。

また、防犯に係る安全確保のための施設整備の補助を行うための予算措置を行い、安全確保体制の構築を促進している。

第5章第1節 7. 防災、防犯対策の推進

／警察庁

TOPICS**110番アプリシステム**

110番アプリシステムは、聴覚に障害のある人等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字等で警察に通報できるシステムである。

本システムは、全都道府県警察において、2019年9月から運用されており、聴覚に障害のある人からの通報時に、通報者のもとに手話通訳者を派遣するなど、障害のある人の気持ちに配慮した適切な対応に役立っている。

準備

○ 「110番アプリ」のインストール

○ 事前登録

氏名、電話番号、パスワード等を登録

聴覚や言語に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方のための専用アプリです。
110番担当との会話が困難な方は、110番に電話してください。
ご相談の方はこちらへ。

事前登録／変更



110番アプリ

通報

接続 をタップして警察に通報

練習モード をタップすると、警察に通報することなく操作の練習が可能

通報

質問項目に沿って
状況を入力

現在地はどこですか？

※記述用欄名、住所に間違いがなければ修正を、空白の時は現在の住所を入力して下さい。

電話番号（複数） 必選

東京都

住所（現在地）

手代田区霞が関一丁目

日の前にあるお店（停など目撲物）（任意）

住所はGPS情報から自動入力

何がありました？

事件

発生時間 必選

事案の内容によって
質問・選択肢が変化

どこで盗られましたか？

自宅で 路上で

駐車場で 仕事場で

飲食店で 公共施設で

公共交通機関で その他

該当する回答 ボタンをタップ

警察官とのチャットをしながら詳しい状況を説明

チャット画面

か？

11:45:00 着い用

何を盗られましたか？

11:45:00 バッグ・カバン

状況を簡単に教えてください。

11:45:00 通報指揮センターとの対話を開始しました。下のボックスでメッセージを送信できます。指示があるまでアプリを終了しないでください。

今いる場所や現場状況の説明の時など、
写真をタップして写真を撮影し、送信可能

文字を入力し
送信 をタップ

全国どこからでも、同じ方法で、通報場所を管轄する警察本部に通報可能